

(1) 基本方向

これまでの取り組み

人口の増加と市街地の拡大が続く中、公園や緑地の整備など、みどりの充実に向けた取り組みを進めてきました。

とくに、政令市へ移行して間もなく「札幌市緑化政策大綱^{*32}（1973（昭和48）年）」を定めて以降は、「（旧）札幌市緑の基本計画^{*33}（1982（昭和57）年）」、「（新）札幌市緑の基本計画（1999（平成11）年）」へと緑化推進の基本的考え方を継承し、公園緑地の計画的整備に加えて、市民・企業・行政等が一体となった都市緑化を推進してきました。（P64参照）

現況・課題

これまでの取り組みの結果、公園緑地の整備水準は上昇してきており、総量としては一定程度の充実を見ています。

しかし一方で、都市化の進展に伴って、市街地周辺および市街地内のみどりは減少を続けており、また、郊外に比べ既成市街地のみどりが少ないなど地域的格差も見られます。

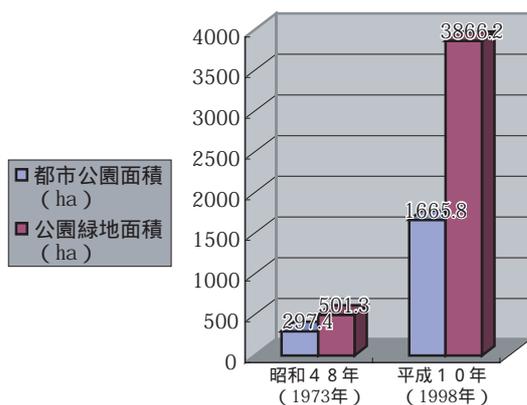
さらに、今日では、地球環境問題への対応や生物多様性の確保といった観点からも、みどりの役割に対する認識が高まっています。

今後は、このような現況と動向に適切に対応しながら、みどりを一層充実させることにより、都市の魅力を上昇させていくことが求められます。

また、残されたみどりを守ることはもとより、都市づくりのさまざまな場面において、市民との協働により新たなみどりを創出していくことも重要です。

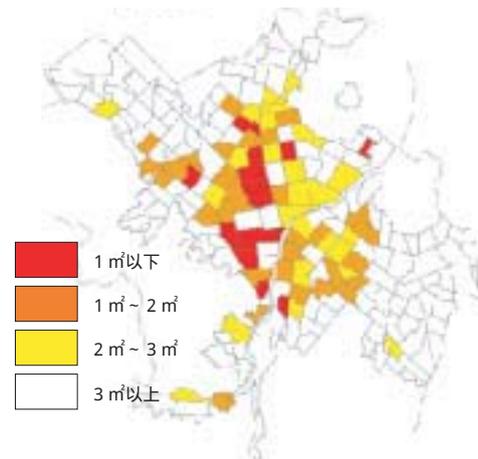
以上の認識に立ち、これからのみどりに関する基本的な方向を以下のとおり定めます。

■公園整備の状況



〈資料〉札幌市（平成10年）

■住区ごとの一人あたりの公園面積



〈資料〉札幌市（平成10年）

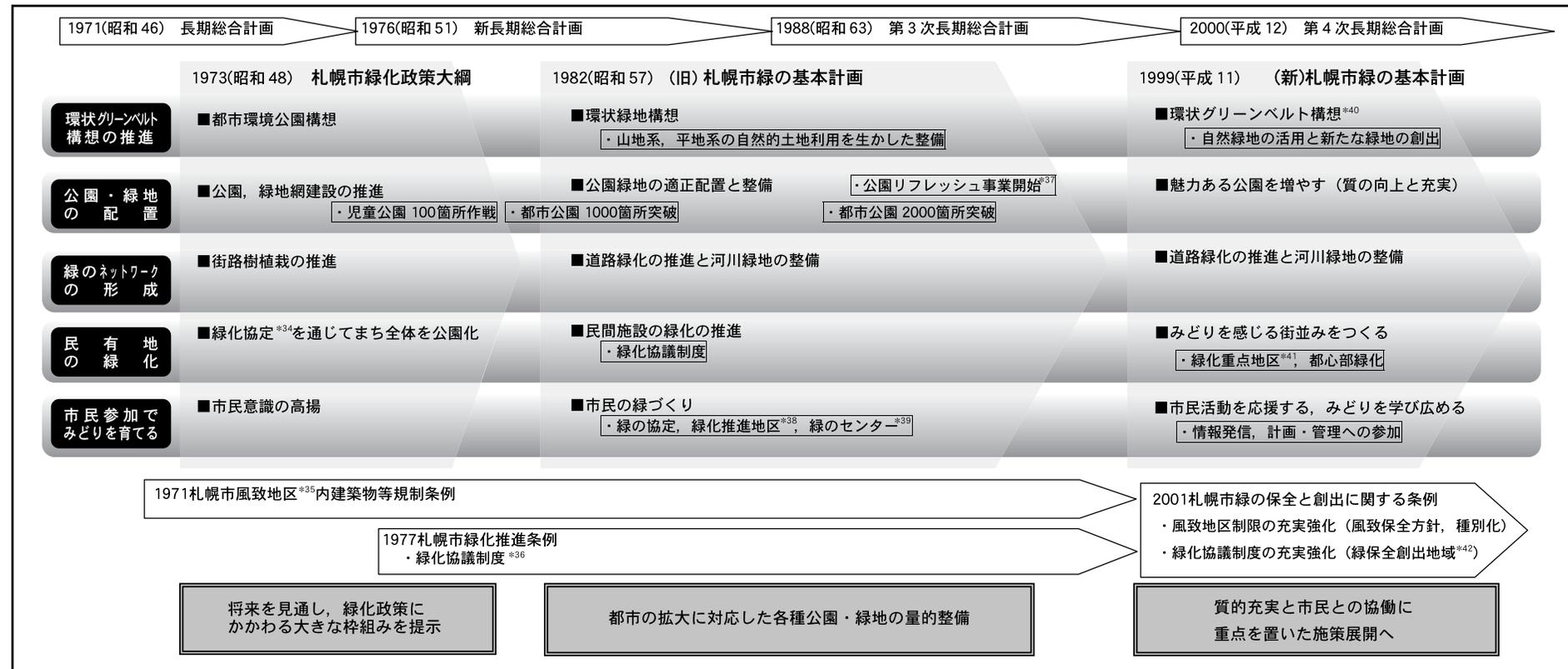
*32 **札幌市緑化政策大綱** 1972（昭和47）年の政令指定都市移行を契機に、1973（昭和48）年2月に定められた、本市における最初の緑化行政に関する大綱。「総合的な緑化行政の推進」、「公共的なオープンスペースの確保（市街化区域）」、「都市環境公園による都市の膨張抑制」、「都市の外側の国有林の保全」の4つの項目が柱となっている。

*33 **札幌市緑の基本計画（新・旧）** 緑の保全創出にかかわる施策・事業の総合的な指針。本市では、札幌市緑化推進条例に基づいて1982（昭和57）年に策定し、さらに1999（平成11）年にはこれを見直して、都市緑地保全法に基づく「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」として策定した。

基本方向（みどり）

- 行政による緑化に加えて，市民や企業による民有地緑化を推進するなど，市民・企業・行政等の協働によりみどりを充実していきます。
- 市街地周辺のみどりや市街地内の貴重なみどりなど，いまあるみどりを保全・育成し，次代に継承します。
- 身近なみどりを増やすことにより，均衡のとれたみどりの街並み形成やみどりのネットワーク化を進めます。

みどりにかかわる主要な計画・施策の系譜



- *34 **緑化協定(緑の協定)** 住宅の敷地などの緑を増やすことについて地域住民と札幌市が協定を結び、お互いに役割分担したうえで緑を増やす活動をともにやっていく制度。市は緑化に対しての技術的アドバイスなどの支援を行う。
- *35 **風致地区** 都市計画法に基づいて、都市の自然のおもむきを維持するために定められる地区であり、建築など風致に影響を及ぼす行為について一定の規制が設けられている。
- *36 **緑化協議制度** 一定規模の開発を行う場合、既存樹林を一定の割合で保全したり、新たに緑化してもらえるよう事業者と協議する制度。なお、現在は、札幌市緑の保全と創出に関する条例の制定に伴い、「緑保全創出地域制度」として充実強化されている。
- *37 **公園リフレッシュ事業** 1993(平成5)年度より「個性あふれる公園整備事業」として実施している。開設後長い年月を経て老朽化した既設公園の施設変更を機会に、周辺環境の変化や利用実態、住民ニーズ等を踏まえ、地域の特性に合わせた個性的な公園づくりを目指している。
- *38 **緑化推進地区** 札幌市では「札幌市緑の保全と創出に関する条例」に基づき、緑の保全と創出を図るこ

とを目的に活動している団体を緑化推進協議会として認定し、その自主的な活動の支援助成を行っている。緑化推進地区とは、緑化推進協議会の認定に際し、当該協議会が活動する区域として市長が指定した区域をいう。

- *39 **緑のセンター** 市民の庭づくりや園芸の普及振興を目的とした都市緑化植物園として、豊平公園緑のセンター、平岡樹芸センター、百合が原緑のセンターを開設している。
- *40 **環状グリーンベルト構想** 札幌の自然条件を生かしながら、市街地を緑の帯で包み込もうとする構想。その区域は、延長約100km、面積約16,400ha。
- *41 **緑化重点地区** 札幌市緑の基本計画において、「緑化の推進を重点的に図るべき地区」として位置づける地区。本市では2004(平成16)年3月に緑の基本計画の変更(追加)を行い、緑化重点地区を位置づけた。
- *42 **緑保全創出地域** 市内全域を山岳地域、里山地域、里地地域、居住系市街地及び業務系市街地に種別化し、土地利用の行為に当たり、それぞれの種別ごとに一定の緑化等の確保を図り、緑ゆたかな都市環境を保全及び創出する制度